

MF等活性化援助金規程 Q&A

Q 1 対象となるMF等はどこですか？

A 1 対象となるMF等は以下のとおりです。

MF1・MF2・MF3・MF6・MF7・MF8・MF9・MF10・MF14・MF15・MF16・MF17・会社法研究会・FP研究会・労働問題研究会・ビジネスモデル研究会・紛争問題研究会・三重フォーラム・エルフォーラム・テニス同好会

Q 2 請求方法を簡単に教えてください

A 2 ①MF等を開催する。

②MF等を開催した時に支払った領収書等をあつめる

③領収書等をPDFファイルにしたり、写真を撮る等してデータ化する。

④ASNのHPの専用のフォームから請求する。

Q 3 第4条1項の「1回に限り MF等活性化援助金を請求できる」とはどういうことでしょうか？

A 3 文字通り、MF等活性化援助金は1回しか請求できないという意味です。なお、複数回MFを開催した場合、まとめて請求することも可能です。

例えば、1回のMFの開催をすることについて1万円費用を支出した場合、すぐにMF等活性化援助金を請求すれば1万円しか支給されません。しかし、3回MFを開催して毎回1万円費用を支出した場合、すべてまとめて請求することで3万円支給されることになります。

一時的に代表幹事等に費用を立て替えていただく必要がありますが、3万円に達するまで請求することを待っていただくと、効果的にMF等活性化援助金を活用できると思います。ただし、請求期限内に請求いただきますよう、ご注意ください。

Q 4 第4条2項の「各MFの開催に要した費用」は具体的に何を指しますか？

A 4 「各MFの開催に要した費用」は以下のものを指します。

- ・勉強会等を開催する際の会場費
- ・懇親会費
- ・外部講師を招いた場合の講演料（外部講師補助金と併用することもできます）
- ・z o o m等の有料のW e b会議システムを使用した場合はその使用料
- ・各MFで旅行（日帰りを含む）を開催した場合は、その宿泊費・交通費・懇親会費

以前のMF等活性化援助金とは異なり、懇親会に限定していませんので、幅広く活用いただけるかと思います。z o o m等の有料のW e b会議システムの使用料の取扱についてはQ 5をご覧ください。

ただし、各MFの開催に支払ったことを証明するものを提出していただきます。できる限り領収書をお願いしたいですが、振込により領収書がない場合は請求書でも構いません。

Q 5 第4条3項の「有料のW e b会議システム等を使用した場合の使用料が1,600円」とはどういうことでしょうか？

A 5 有料のW e b会議システムの中で、zoom というものがあります。この契約の中で最も安いプランの月額費用が1,600円であるため、zoom で1回開催する度に1ヶ月分相当の使用料をASNが負担しますという考えに基づきます。別紙の「有料のW e b会議システム使用報告書」に記載の上、他の領収書等と一緒に送って下さい。

zoom 以外の有料のW e b会議システムを利用した場合であっても、1回につき請求できる金額は1,600円です。無料のW e b会議システムを利用した場合には支給をしませんのでご了承ください。

なお、令和3年8月1日時点で、zoom の契約は年間単位で行う必要がありますので、その旨ご了承ください。

また、1ヶ月につき1回までです。例えば、8月に3回 zoom でMF等を開催しても、1ヶ月分で請求できる金額は1,600円です。

Q 6 第4条4項の「懇親会を開催する場合には、各 MF に所属している会員に周知を徹底するように努める」とは、どういうことを目的としていますか？

A 6 一部の方のみで懇親会を開催してMF等活性化援助金を使い切ってしまうことを防ぐために、努力義務の規程をもうけました。特にMF等活性化援助金を活用して懇親会を開催する場合は、できる限り所属している各MFの会員に周知をした上で開催するようにしてください。

Q 7 第4条5項について、もう少し分かりやすく教えてください。

A 7 MF等活性化援助金は本会の予算を使うことから、開催の連絡や開催の報告については、必ず行うようにしていただきたいという要請です。例えば、開催の連絡や報告が全くないにもかかわらず、MF等活性化援助金の請求のみをされた場合、本会ではMFの開催を確認することができないため、支給をお断りせざるを得ません。その旨を明文化したものです。なお、MF等活性化援助金を活用しないMFの開催についても、必ず開催の連絡や開催の報告をするようにお願いします。